

紀宝町営浄化槽整備推進事業
第二期保守点検等包括業務に関する
業務要求水準書



令和4年12月20日

三重県紀宝町

目 次

1 総 則	1
1.1 本書の位置付け	1
1.2 業務実施の基本	1
1.3 遵守すべき法令等	1
1.4 官公署等の関係機関に対する手続き等	1
2 本業務の基本的な取組方針	3
2.1 業務の実施方針	3
2.1.1 業務全体に関する事項	3
2.1.2 環境負荷軽減に関する事項	3
2.1.3 住民サービスに関する事項	3
2.1.4 町との連携に関する事項	3
2.2 業務に係るコスト	3
2.3 住民への広報	4
2.3.1 広報計画	4
2.3.2 浄化槽の寄附採納の勧奨	5
2.3.3 浄化槽の適正な維持管理に関する普及啓発	5
2.4 事業者の目標未達成に対する減額措置等	5
3 業務計画	6
3.1 業務計画	6
3.1.1 業務計画の概要	6
3.1.2 リスク分担の方針	6
4 浄化槽の保守点検等業務に関する事項	7
4.1 保守点検等業務に係る手順	7
4.1.1 住民から寄附採納を受けた浄化槽	7
4.1.2 浄化槽管理情報	7
4.2 保守点検等業務の実施体制等	7
4.2.1 保守点検等業務の実施体制	7
4.2.2 窓口業務	8
4.2.3 管理・運営の方法	8
4.3 保守点検等計画	8
4.3.1 管理保守点検等の手順	8
4.3.2 寄附採納の受付	8
4.3.3 浄化槽の清掃について	8
4.3.4 包括事務作業（使用料徴収補助及び清掃記録管理）	9
4.3.5 使用料徴収補助作業の留意事項	9
4.3.6 年度別保守点検等管理計画	9

4.3.7	業務の品質向上	9
4.3.8	住民対応	10
4.3.9	維持管理記録の方法	10
5	業務実施状況の監視に関する事項	12
5.1	監視の方法	12
5.2	監視結果の評価	12
6	その他の事項	13
6.1	業務契約の解釈について疑義が生じた場合における措置	13
6.2	事業の継続が困難となった場合における措置	13
6.2.1	町の契約解除権	13
6.2.2	事業者の契約解除権	13
6.2.3	当事者の責めに帰すことのできない事由	14
6.3	支払手続き	14
6.3.1	保守点検等業務に係る対価の支払	14
【別紙 1】	町と事業者のリスク分担	15

1 総 則

1.1 本書の位置付け

本書は、紀宝町（以下「町」という。）が、紀宝町営浄化槽整備推進事業第二期保守点検等包括業務（以下「本業務」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）に要求する業務水準を定めるものであり、募集要項と一体のものである。

1.2 業務実施の基本

本業務の実施に当たって事業者は、本業務が住民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的とするものであることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。また、町と事業者は、本業務が民間事業者の技術力、ノウハウ等を活用することにより実施されるものであることを理解し、事業の円滑な推進に向けて相互に協力、協調するものとする。

1.3 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施に当たって、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他の関係法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。以下に主な法令等を示す。

- ① 紀宝町営浄化槽整備推進事業に関する条例（平成 20 年条例第 12 号。以下「町条例」という。）
- ② 紀宝町営浄化槽整備推進事業に関する条例施行規則（平成 20 年規則第 1 号。以下「町条例施行規則」という。）
- ③ 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ⑤ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ⑥ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ⑦ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ⑧ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ⑨ 上記法律に関連する施行令、施行規則、通知及び通達等
- ⑩ 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年三重県条例第 26 号）
- ⑪ 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和 60 年三重県規則第 48 号）
- ⑫ 公共浄化槽等整備推進事業実施要綱
- ⑬ 公共浄化槽等整備推進事業に関連する通知等

1.4 官公署等の関係機関に対する手続き等

本業務による浄化槽の保守点検の実施に当たって必要となる官公署等の関係機関への申

請手続き等については、事業者の責任により行わなければならない。

また、町が行うべき手続き等について、事業者は当該手続きに必要な書類、資料等の作成について町に全面的に協力しなければならない。

2 本業務の基本的な取組方針

2.1 業務の実施方針

2.1.1 業務全体に関する事項

事業者は、本業務が生活排水の適正な処理の推進によって、住民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的とするものであることを十分理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

事業者は、本業務の実施において、常に品質向上と安全確保に努めるとともに、業務の効率性及び透明性を確保しつつ本事業に対する住民の信頼度の向上に努めなければならない。

2.1.2 環境負荷軽減に関する事項

事業者は、本業務において保守点検等を行う浄化槽について、安定的に所期の機能を発揮し、その放流水の水質を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2.1.3 住民サービスに関する事項

事業者は、住民に対して良質なサービスを提供するため、相談窓口の設置や緊急対応のための体制を構築するなど種々の工夫を行うものとする。

事業者は、浄化槽の保守点検等に係る費用の低減策を講じることにより、住民負担のより一層の軽減に努めなければならない。

2.1.4 町との連携に関する事項

事業者は、本業務の目的の達成と円滑な実施のため、定期的に町と協議を行うものとする。また、町との連携を密にするため、平常時及び非常時における連絡体制を構築しなければならない。

2.2 業務に係るコスト

事業者は、本業務において以下の保守点検等を実施するものとし、表 2.1 に示す価格を参考として、コスト縮減に努めなければならない。

- ①保守点検（薬品の調達・管理、使用・補充等に係る業務を含む。）
- ②保守点検等に関するスケジューリング作成（清掃時期の選定も含む。）
- ③修繕（設置者又は使用者の責めに帰すべき事由による生じた修繕を除く。）
- ④町が管理している浄化槽の使用料徴収補助・清掃記録管理作業
- ⑤保守点検、寄附採納、使用料等に関する窓口業務

表 2.1 保守点検等包括業務参考価格

人槽別	価格（税抜き）	備考
5人槽	12,500円/基/年	提案価格には保守管理費（薬品費含む。）、修繕費、管理運営費等を含むものとする。 （法定検査費及びブロワ更新費除く）
7人槽	13,500円/基/年	
10人槽	14,600円/基/年	
11～15人槽	20,800円/基/年	
16～20人槽	20,800円/基/年	
21～25人槽	27,000円/基/年	
26～30人槽	61,400円/基/年	
31～40人槽	81,000円/基/年	
41～50人槽	112,300円/基/年	
60人槽	561,600円/基/年	
窓口業務等包括事務作業費	2,000円/件/年	

2.3 住民への広報

事業者は、本業務を効率的に推進するため、広報資材を活用し、住民に対する周知・PRを行うものとする。

2.3.1 広報計画

事業者は、事業の着手に先立って住民向けの広報計画を作成しなければならない。広報計画には、少なくとも以下の内容を含むものとする。

- ① 本業務の趣旨と概要
- ② 本事業における町及び住民の関係と各々の役割
- ③ 地域の生活環境の現状
- ④ みなし（単独処理）浄化槽と浄化槽の相違
- ⑤ 浄化槽の必要性

- ⑥ 浄化槽の使用方法、使用上の留意事項
- ⑦ 浄化槽の保守点検等の概要
- ⑧ 浄化槽使用料の概要
- ⑨ 常時問合せ先や緊急時連絡体制

2.3.2 浄化槽の寄附採納の勧奨

事業者は、浄化槽の寄附採納をより効率的に推進するため、業務内容の周知とともに寄附への勧奨を行うことができる。

2.3.3 浄化槽の適正な維持管理に関する普及啓発

事業者は、本業務の主旨に則り、町内で浄化槽を使用する住民に向けて、浄化槽の適切な維持管理について広く普及啓発を行わなければならない。

2.4 事業者の目標未達成に対する減額措置等

本業務は、民間の技術力、ノウハウ、創意工夫等の発揮により、浄化槽の保守点検等を、町財政の負担軽減を図りながら効率的かつ適正に実施することを目的としている。そのため本業務の事業契約においては、浄化槽の保守点検等における具体的な目標値を設定し、その目標に対して、著しく未達成となった場合には減額措置を設ける方針である。

3 業務計画

3.1 業務計画

事業者は、本業務の実施に当たって、保守点検着手までに業務計画を作成し、町の承諾を得なければならない。

3.1.1 業務計画の概要

事業者は、業務計画において、業務実施計画、資金調達計画（構成員の資金分担等）を示さなければならない。

3.1.2 リスク分担の方針

本業務における浄化槽の保守点検等に係る責任は、原則として事業者が負うものとする。町と事業者の主なリスク分担を以下に示すが、その他については、別紙1「町と事業者のリスク分担」によるものとする。

(1) 事業者が負うリスク

- ① 住民に対する業務のPR等に係る責任
- ② 事業者と使用者等地域住民の間の業務実施に関するトラブルに係る責任
- ③ 事業者と指定検査機関との間の業務実施に関するトラブルに係る責任
- ④ 事業者と清掃業者との間の業務実施に関するトラブルに係る責任
- ⑤ 保守点検中における浄化槽その他の設備損壊に係る責任（事業者は、業務保険等、当該リスクを担保するための保険へ加入するものとする。）

(2) 町が負うリスク

- ① 事業者の責めに抛らない事由により発生した事故に関する責任。

(3) 事業者の負担するリスクに対する追加的措置

- ① 事業者は、第三者賠償責任保険に加入するものとする。この保険は、保守点検等に伴い第三者に損害を及ぼした場合及び事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するためのものである。

4 浄化槽の保守点検等業務に関する事項

4.1 保守点検等業務に係る手順

事業者は、浄化槽の保守点検等業務について、事業契約に基づき以下の業務を実施するものとし、浄化槽法等の関係法令等に則して適切に行わなければならない。

- ① 保守点検（薬品の調達・管理、使用・補充等に係る業務を含む。）
- ② 修繕（ブロワの更新は含めない。）
- ③ ブロワの更新（通常の保守点検等とは別に町から委託する。）
- ④ 使用料徴収補助作業

また、保守点検等の対象は、町が管理している浄化槽とし、住民から寄附採納を受ける浄化槽については所有権が町に移転した浄化槽とする。保守点検等の開始については、以下のとおりとする。

4.1.1 住民から寄附採納を受けた浄化槽

- ① 当該浄化槽が住民から寄附採納されることを町が決定した日をもって保守点検等を開始する。
- ② 住民から寄附採納の申請を受けた事業者は、当該浄化槽が適正に設置され維持管理されているかについて確認し、適正と認められる場合には、設置及び機能の状況を町へ書面で通知するものとする。
- ③ 町は、当該浄化槽に関する設置及び機能の状況を確認し、支障がないと認めたときは、当該浄化槽に係る寄附採納を決定し、民有地の使用貸借契約を締結する。また、町は、寄附採納申請者に使用料の徴収開始に係る通知を行う。
- ④ 寄附採納に当たって修繕、改良等が必要となった場合の対応は事業者が行うものとし、その対応に要する費用は寄附採納申請者の負担とする。

4.1.2 浄化槽管理情報

- ① 事業者は、町及び第一期業務を実施する事業者（紀宝町浄化槽サービス有限責任事業組合）と協議、調整のうえ、保守点検等業務の対象となる浄化槽の管理データを引き継ぐものとする。
- ② 事業者は、保守点検業務の対象浄化槽の管理データを格納し、それと同等の管理データを追加更新できるシステムを用意するものとし、その対応に要する費用は事業者負担とする。

4.2 保守点検等業務の実施体制等

4.2.1 保守点検等業務の実施体制

事業者は、保守点検等業務の実施に当たり、必要な浄化槽管理士を適切に配置するとともに、故障等緊急時に迅速な対応を図るための体制を確保しなければならない。

事業者は、保守点検等の対象となる浄化槽の使用状況や稼動状況の把握に努めるとも

に、指定検査機関と連携して、指定検査機関の実施する法定検査に対して協力しなければならない。

事業者は、必要に応じて協力企業に保守点検等業務の一部を委託することができる。ただし、当該協力企業が、保守点検等に必要な資格（許認可・届出等）を有するとともに、必要な浄化槽管理士を適切に配置できる場合に限るものとする。

4.2.2 窓口業務

事業者は、少なくとも下記の曜日及び時間については、保守点検業務に係る窓口を設置し、寄附採納受付、保守点検等の対応を行うものとする。

- ・受付日：毎週月曜日～金曜日（年末年始及び祝日を除く。）
- ・受付時間：午前9時～午後5時

4.2.3 管理・運営の方法

事業者は、常に保守点検等の安全確保及び事故・災害時等の対応に努めるとともに、必要な資器材を適切に保管し、予備品や消耗品等の備蓄を行って効率的かつ効果的な業務の運営・管理を行うものとする。

また、事業者は、協力企業に保守点検等業務の一部を委託する際には、適切な業務管理を行わなければならない。

4.3 保守点検等計画

4.3.1 管理保守点検等の手順

事業者は、保守点検の実施に当たり、予め保守点検等手順を定め、町の承認を得るものとする。

保守点検等手順には、保守点検の手順、指定検査機関及び清掃業務受託者との連携方法並びに法定検査の判定結果への対処方法を示すこと。

保守点検の内容は、躯体点検、水質点検（外観・透視度・臭気・pH・水温・溶存酸素等）、循環装置清掃、流量調整、消毒剤補充、スカム・汚泥量測定、ブロワ点検等のほか必要な点検項目とする。

また、機器補修等の修繕等を行った際には、作業の記録（現場写真等）を取ると共に、修繕作業報告書を作成して町に提出する。

4.3.2 寄附採納の受付

事業者は、寄附採納に関する受付について、予め手続関係、事前審査や台帳管理、町との連携等に関する事項について定めること。

4.3.3 浄化槽の清掃について

事業者は、浄化槽の清掃について、町、使用者及び清掃業務受託者と協力し、適切な時期に清掃が実施できるよう努めるものとする。

事業者は、町から連絡された清掃記録について、維持管理管理台帳等にて管理を行うものとする。

4.3.4 包括事務作業（使用料徴収補助及び清掃記録管理）

事業者は、包括事務作業として、町が管理する浄化槽の使用料の徴収及び清掃記録の管理について、各種事務手続きや町との連携等に関して、町及び関係者と十分な協議・調整を行わなければならない。

使用料に関する情報を町に提出し、使用料の徴収に関する以下の対応を行うものとする。

- ① 事業者は、維持管理台帳を基にして、使用料及び清掃記録台帳を整備しなければならない。
- ② 事業者は、維持管理台帳と同様に、町が使用料の納付状況を一元的に電子ファイルで管理できる使用料管理台帳を自らの費用によって作成し、町へ提供するものとする。
- ③ 事業者は、町から連絡された清掃記録についても上記の電子ファイルにて町へ提供するものとする。
- ④ 事業者は、使用料及び清掃記録管理台帳の作成において、町と協議を行うものとし、当該台帳の所有権は事業者と町に帰属させるものとする。

4.3.5 使用料徴収補助作業の留意事項

- ① 事業者は、徴収に先立って月ごとに納付対象者と請求額を整理し、町へ報告するものとする。請求額の算定は、町の条例及び規則によるものとする。
- ② 事業者は、町が行う納付書及び督促状等の送付等に係る補助作業を行うものとする。

4.3.6 年度別保守点検等管理計画

事業者は、事業契約に先立ち、表1に示す年度別保守点検等対象基数と整合した人員・資器材等の配置計画を示すこと。

事業者は、保守点検等の対象となるすべての浄化槽が所期の処理性能を発揮することを目標とする。

事業者は、毎年度4月15日までに当該年度の浄化槽の保守点検計画書を作成し、町に承認を求めるものとする。

事業者は、当該年度の保守点検計画書について町の承認を得たうえで保守点検等を実施するものとする。

4.3.7 業務の品質向上

事業者は、個々の浄化槽の使用環境を把握し、浄化槽の状態に応じた業務の頻度及び内容を適切に管理するとともに、業務の品質向上を図るため、以下の事項を実施しなければならない。

- ① 浄化槽の正常な機能を維持するため、清掃時期の判断方法を明らかにするとともに、事故や故障の未然防止に係る措置を講じること。
- ② 浄化槽の保守点検については、物件毎に記録を作成すること。
- ③ 保守点検において浄化槽に不具合が認められた場合、又は指定検査機関の行う法定検査において総合判定が「不適正」となったり、チェック項目が「不可」となるなどの

指摘を受けたりした場合は、浄化槽の適正な機能を維持するための必要な措置を講じるとともに、町へ報告すること。

- ④ 保守点検に伴い修繕が必要になった場合、又は法定検査の結果によって保守点検や修繕が必要になった場合は、事業者の負担において当該作業を行うこと。

4.3.8 住民対応

事業者は、少なくとも以下の事項について誠意ある対応を行い、住民満足度の向上に努めなければならない。

- ① 浄化槽の使用に関する事項
- ② 維持管理業務の内容、費用（使用料）等に関する事項
- ③ 敷地等への立入や家屋、土地その他器物の改変に関する事項
- ④ 法定検査の結果並びに法定検査の結果に応じて講じた措置に関する事項
- ⑤ 質問、意見、苦情等に関する事項

なお、事業者は、維持管理の作業後に、使用者に対して聞き取り調査を実施する等により、使用者の意識や満足度の把握に努め、業務改善に活用するものとする。

4.3.9 維持管理記録の方法

事業者は、保守点検、清掃、修繕及び法定検査の結果等の維持管理記録、使用状況、稼働状況等を電子データにて管理できる維持管理台帳を自らの費用により整備するとともに、当該電子データを町に定期的に提供しなければならない。

記録すべき内容や電子データの形式、提供頻度等、維持管理台帳の整備に係る詳細については、事業者と町の協議により決定するものとする。

表 4.1 年度別保守点検等対象基数（単位：基／年）

		1	2	3	4	5
人槽別	区分	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
5人槽	新設	45	45	45	45	45
	寄附	8	8	8	8	8
	既管理	1,229	-	-	-	-
	総管理基数	1,282	1,335	1,388	1,441	1,494
7人槽	新設	4	4	4	4	4
	寄附	1	1	1	1	1
	既管理	74	-	-	-	-
	総管理基数	79	84	89	94	99
10人槽	新設	1	1	1	1	1
	寄附	1	1	1	1	1
	既管理	25	-	-	-	-
	総管理基数	27	29	31	33	35
12人槽	管理基数	3	3	3	3	3
14人槽	管理基数	9	9	9	9	9
18人槽	管理基数	12	12	12	12	12
21人槽	管理基数	3	3	3	3	3
24人槽	管理基数	3	3	3	3	3
25人槽	管理基数	1	1	1	1	1
27人槽	管理基数	1	1	1	1	1
30人槽	管理基数	6	6	6	6	6
35人槽	管理基数	4	4	4	4	4
40人槽	管理基数	2	2	2	2	2
45人槽	管理基数	4	4	4	4	4
50人槽	管理基数	2	2	2	2	2
60人槽	管理基数	2	2	2	2	2
計	新設	50	50	50	50	50
	寄附	10	10	10	10	10
	総管理基数	1,440	1,500	1,560	1,620	1,680
第二期包括民間委託対象基数		1,440	1,500	1,560	1,620	1,680

※ 新設基数及び寄附基数は町の予定基数。

※ 総管理基数には既に管理している基数を含む。

5 業務実施状況の監視に関する事項

5.1 監視の方法

- ① 町は、事業者の行う業務について、必要に応じて現場及び事務所等において確認を行うとともに、事業者に対して説明を求めることができる。
- ② 事業者は、前年度の業務に関する実績並びに構成員及び協力企業の管理内容について、毎年4月末日までに町へ報告しなければならない。
- ③ 事業者は、事業執行過程で知り得た個人情報の取扱について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び紀宝町個人情報保護条例（平成18年条例第9号）を遵守する他、自ら個人情報の取扱規程を定めなければならない。

5.2 監視結果の評価

- ① 町は、事業者が本業務を適正に実施しているか否かについて、事業者の業務執行体制及び保守点検等に対して、事業契約書及び業務要求水準書等に示す要求水準を満たしているかどうか監視を行い、その結果を評価する。監視の結果は、町が必要と認めるときは、これを公表する場合がある。
- ② 保守点検等において著しく目標未達成となった場合の減額措置については、町と事業者が協議のうえ事業契約書に定めることとする。また、事業者は、当該評価について町に異議を申し出た場合に限り、第三者による裁定を求めることができることとする。
- ③ 評価の結果、事業者の提供するサービスが事業契約に定める町の業務要求水準を満足していないと認められた場合、町は事業者に対して修復勧告を行い、修復策の報告と実施を求めることとする。

6 その他の事項

6.1 業務契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

業務契約の解釈について疑義が生じた場合、町と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わないときは、事業契約に規定する契約変更、解除等の具体的措置に従うものとする。また、事業契約に関する紛争については、津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6.2 事業の継続が困難となった場合における措置

契約の解除に伴う損害賠償金額、清算の考え方については、事業の継続が困難となった事由に応じて概ね以下のとおりとし、詳細については事業契約において規定する。

6.2.1 町の契約解除権

町は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業契約を解除することができるものとする。

- ① 町が、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、正当な理由なく、契約上の業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- ② 契約上の業務について業務要求水準書に従った義務の履行を行わない場合であって、別に定めるところにより町がこの契約を解除する権利を取得するに至ったとき。
- ③ 破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続の開始その他これらに類似する破産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき又は第三者の申立てによって当該手続が開始されたとき。
- ④ 業務契約の後に、事業者の構成員が入札説明書等に示す入札参加者の参加資格要件を満たさなくなった際に、町が事業者及び構成員（代表企業）に対して一定の期限を定めて対応を催告し、この期限を経過しても改善されないとき。
- ⑤ この業務の遂行を放棄し、当該状態が一定期間以上継続したとき。
- ⑥ 前各号に掲げる場合のほか、町が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、契約上の義務に違反し、かつ、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

6.2.2 事業者の契約解除権

事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業契約を解除することができるものとする。

- ① 町が契約上のサービス対価の支払を遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該業務を履行しないとき。
- ② 事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、町が契約上の義務に違反し、かつ、その違反により契約の履行が困難となったとき。

6.2.3 当事者の責めに帰すことのできない事由

不可抗力等、町又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合は、町及び事業者の双方は、業務継続の可否について協議するものとし、一定の期間内に協議が整わないときは、事業契約を解除する旨を事前に書面にて相手方に通知することにより、町及び事業者は業務契約を解除できる。

6.3 支払手続き

6.3.1 保守点検等業務に係る対価の支払

- ① 事業者は、毎年度四半期ごとに、浄化槽の保守点検等業務実績を町へ報告し、町は、事業者から報告のあった保守点検等業務実績を確認する。
- ② 事業者は、保守点検等業務実績に基づく対価の支払を町に請求する。
- ③ 町は、事業者の請求に応じ、町の規定に基づき、契約の定める方法で対価を支払う。

【別紙 1】 町と事業者のリスク分担

リスク分担表

No.	リスクの種類	町	事業者
1	本事業の住民への周知・理解不足による事業の遅延	(○) 町は右活動に資料提供などで協力する。	○ 住民説明及び関連諸費用(会場設営、資料作成等)は事業者が負担する。
2	法令・条例等の変更起因する業務仕様の変更	○ 法令・条例等の改正による業務仕様の変更による負担変更は町が責任を負う。	—
3	不可抗力による業務継続不可	○ 不可抗力に起因する契約解除条項に基づき、契約解除金を事業者に支払う。	(○) 不可抗力に起因する契約解除条項に基づき、契約解除に伴う一部費用を負担する。
4	機能不全、使用者とのトラブル等、保守点検等上におけるトラブルの発生	— トラブルに起因して町が損害を受けた場合は、事業者に求償可能とする。	○ 事業者が負担する。
5	想定外保守点検等費用の発生	— トラブルに起因して町が損害を受けた場合は、事業者に求償可能とする。	○ 不可抗力時以外、事業者が負担する。事業者は保険等の加入により対応する。不可抗力時は、契約に基づき、契約解除を可能とする。
6	使用料の不納付	○ 町が責任を負う	(○) 町と事業者のそれぞれが負担する。ペナルティ規定に基づき、事業者にペナルティ措置を講ずる。
7	インセンティブ・ペナルティ条項をめぐる紛争発生による費用の発生	それぞれで負担する。両者の合意に基づき、第三者によって裁定する。	
8	事業者の破綻、契約解除時における損害の発生	契約解除の原因者が負担する。	
9	事業者の破綻、契約解除時における債権者への支払	—	○ 事業者が負担する。町への遡及は不可能とする。

※ (○) は当該リスクの一部を限定的に負担するものである。